

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う二つの給付金

町では、平成26年4月からの消費税率引上げ（5%から8%）に伴い、所得の低い人への負担を考慮し、**「臨時福祉給付金」**を支給します。

また、上記の消費税率引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に**「子育て世帯臨時特例給付金」**を支給します。

両給付金の概要については、次のとおりです。

臨時福祉給付金

- 1. 支給対象者** 次の①～②の両方の条件を満たす方
 - ① 平成26年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている
 - ② 平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）
 - ※ 課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 2. 支給額** 給付対象者1人につき10,000円
なお、給付対象者のうち、次の要件に該当する方は、1人につき5,000円を加算します。
〔加算要件：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族障害基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など〕
- 3. 申請方法** 幌延町広報誌『ほろのべの窓』6月号に申請書等を折り込みますので、必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、町民課保健福祉グループまたは問寒別出張所へ提出してください。
 - ※ 基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。
- 4. 申請受付期間** 平成26年6月2日（月）～平成26年9月1日（月）
- 5. 注意事項** 町民税が課税されていない方かどうかを判定するには、町・道民税の申告が必要です。収入、所得がない方でも申告をしていないと臨時福祉給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告していただきますようお願いします。

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお問い合わせ専用ダイヤル

厚生労働省では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する問い合わせに対応するため、共通の専用ダイヤルを設置しています。

両給付金についてのお問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

みな いいきゅうふ
電話：0570-037-192

受付時間 平日の午前9時から午後6時まで（土・日・祝日は除く）